

福岡市農業委員会委員募集要項

- 1 募集人数 19名
- 2 任期 令和8年6月23日から令和11年6月22日まで
- 3 身分
福岡市の特別職の非常勤職員
(地方公務員法第3条第3項第2号及び農業委員会等に関する法律第4条第2項に基づく)
- 4 職務内容
総会に出席し、農地の権利移動や転用許可について審議
農地等の利用の最適化の推進に関する指針や福岡市の農業施策に関する意見書を作成
農地利用最適化推進委員と協力し、農地の現地調査等を実施 等
- 5 委員報酬(令和7年4月1日現在)
会 長 月額 82,000 円
副会長 月額 64,000 円
委 員 月額 46,000 円
※会長、副会長は委員の互選による
(福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に基づく)
- 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格
農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。
ただし、次のいずれかに該当する者は除く。
(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(3) 暴力団員(福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
(4) 暴力団(福岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 7 推薦及び応募に係る手続き等
規定の様式に必要事項を記入のうえ、(2)の添付書類を添えてご提出ください。
なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

農業者等(個人)が推薦する場合	様式1
農業者等(法人又は団体)が推薦する場合	様式2
自ら応募する場合	様式3

※上記の様式については、福岡市農林水産局総務農林部農業政策課及び福岡市農業委員会窓口に設置しています。また、福岡市ホームページからもダウンロードできます。

福岡市ホームページ掲載場所の URL

https://www.city.fukuoka.lg.jp/nogyo-iinkai/nogyoi/life/nougyou_iinkai/index.html

<記入上の注意>

- ・申込様式の記入例を参考に記入してください。
- ・様式1～3「認定農業者等であるか否かの別」のうち「認定農業者等に準ずる者」については、別紙イ～ヌから選択してください。

(2) 添付書類

住民票の写し

※本人のみ記載

※本籍地と筆頭者記載

※マイナンバーの記載がないもの

※発行後3か月以内

(3) 提出方法

提出書類及び添付書類は、郵送または持参により、下記「提出・問い合わせ先」へ提出してください。

(4) 募集期間

令和7年11月4日（火）から令和7年12月3日（水）まで【期限内必着】

※持参される場合は、平日の午前9時から午後5時までに提出してください。

8 選任方法

福岡市農業委員会委員候補者評価会議において、推薦を受ける者及び応募する者の評価を行い、福岡市へ意見します。

福岡市は、同会議の意見を参考に農業委員会委員候補者を決定し、推薦をする者、推薦を受ける者及び応募する者に文書で通知します。福岡市は、農業委員会委員の任命について市議会に議案を提出し、結果を農業委員会委員候補者及びその推薦をする者に文書で通知します。

9 情報の公表

募集期間の中間及び終了後に、福岡市ホームページ等で以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 農地利用最適化推進委員にも推薦（応募）しているか否かの別
- (6) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか否かの別
- (7) 推薦を受ける者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数
- (8) 応募する者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数

10 提出・問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1（福岡市役所 14 階）

福岡市農林水産局総務農林部農業政策課 電話 092-711-4852 FAX 092-733-5583

認定農業者等に準ずる者（農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号に規定する者）

- ・イ 認定農業者等であった者
- ・ロ 認定農業者の行う農業に従事している親族
- ・ハ 認定新規就農者である個人
- ・ニ 認定新規就農者である法人の役員・使用人
- ・ホ 特定農業団体又は省令で定める要件（※）を満たす農作業受託組織の役員
- ・ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であって、福岡市農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの
- ・ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であって、福岡市農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員・使用人
- ・チ 農業士等地方公共団体に認められた農業者
- ・リ 基本構想水準到達者である個人
- ・ヌ 基本構想水準到達者である法人の役員・使用人

※省令で定める要件（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第3条各号に規定する要件）

- 一 地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること。
- 二 農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること。
- 三 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項その他農林水産大臣が定める事項が定められており、かつ、これらの記載事項に係る内容が農林水産大臣が定める基準に適合する定款又は規約を有していること。
- 四 その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担しており、かつ、その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分していること。